

# Electronic report application documents Support Service (Q-Scan) (電子帳簿保存法適用支援サービスのご案内)

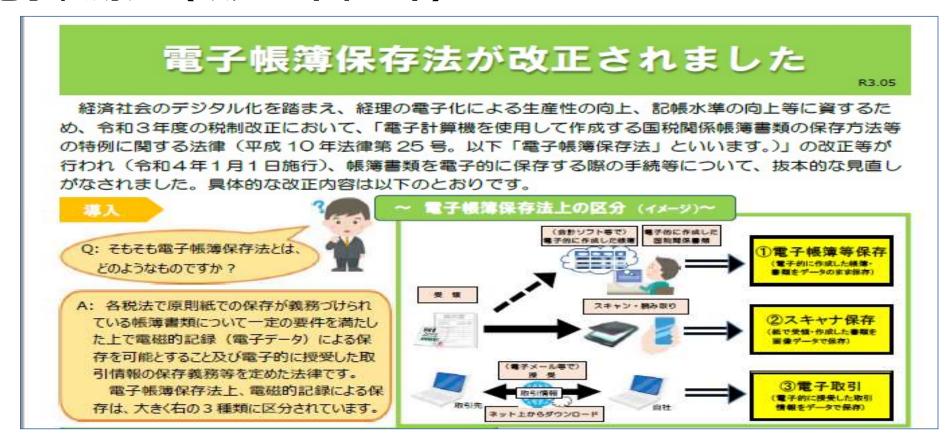
### **Agenda**

- 電子帳簿保存法の改定
  - 令和4年1月1日より電子帳簿保存法の改定
- 電子帳簿事務取扱規定(例)
  - 規定の目的~データのバックアップ
- QAD電子帳簿保存法の対応機能(例)
  - 電磁的記録の保存等の対象となる帳簿
  - 電磁的記録の保存等要件に対応した機能
- 電子帳簿保存法適用支援サービスご提案
  - 国税関連帳簿の電磁的記録等による保存等の適用支援サービス(アドバイス)



## 電子帳簿保存法の改定 令和4年1月1日より電子帳簿保存法の改定

#### 電子帳簿法(改定:令和3年)



#### 電子帳簿法(改定:令和3年):電子帳簿等保存

#### - 電子帳簿等保存(区分①)に関する改正事項

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務 署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました (電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合についても同様です。)。

#### 令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

- ※ 令和4年1月1日以後も改正前の要件を満たして保存等を行おうとする方が承認を受けようとする場合には、承認申請書を 令和3年9月30日までに所轄税務署長宛提出して頂くようお願いします(スキャナ保存も同様です。)。
- 2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。

一定の国税関係帳簿 (注1) について優良な電子帳簿の要件 (注2) を満たして電磁的記録による 備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長 に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿 (優良な電子帳簿) に記録された事項に 関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置 が整備されました (申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の 適用はありません。)。

- (注1) 一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者(青色申告法人)が保存しなければならない こととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿(売掛帳や固定資産台帳等)又は消費税法に基づき事業者が保存 しなければならないこととされている帳簿をいいます。
- (注2) 電子帳簿の保存要件の概要(次頁)の"優良"の要件をご確認ください。
- 3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。 正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)に従って記録されるものに限られます。他の要件に ついては、電子帳簿の保存要件の概要(次頁)の"その他"の要件をご確認ください。

名和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

#### 電子帳簿法(改定:令和3年):電子帳簿等保存





#### 電子帳簿法(改定:令和3年):電子帳簿等保存

#### 電子帳簿の手続に関する Q&A



- Q: 新たに、対象の帳簿について電子保存を行う場合に、過少申告加算税の5%軽減や所得税の青色申告特別控除(65万円)の適用を受けるためには、いつまでにどのような手続が必要ですか?
- A: 適用を受けようとする初年度においては、その過少申告加算税の5%軽減や青色申告特別控除(65万円)の適用を受けようとする課税期間に係る法定申告期限までに、所轄の税務署長宛に、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出していただく必要があります。



- Q: これまで税務署長の承認を受け、総勘定元帳及び仕訳帳等の優良な電子帳簿の対象となる帳簿について電子保存していましたが、その場合でも届出書の提出は必要ですか?
- A: 過少申告加算税の5%軽減の適用を受けるためには、これまで承認を受けて保存等していた場合でも本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書の提出が必要です。

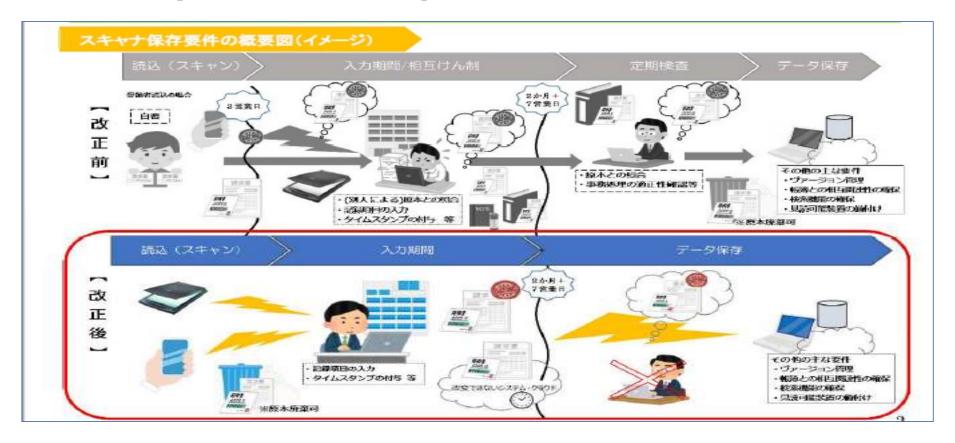
なお、令和4年1月1日よりも前に受けた承認の効力自体は取りやめの届出書の提出(又は税務当局からの取消処分)がない限り有効ですので、その承認が有効とされる間は、引き続き改正前の要件で保存等を行う必要があります。したがって、承認を受けていた方が令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿について、改正後の要件に従って電子帳簿保存を行う場合には承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となりますのでご注意ください。



#### 電子帳簿法(改定:令和3年):スキャナ保存

#### スキャナ保存(区分②)に関する改正事項 令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用 税務署長の事前承認制度が廃止されました。 2 タイムスタンプ要件、検索要件等について、次のとおり要件が緩和されました。 (1) タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以 内とされました。 (2) 受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。 (3) 電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することが できるクラウド等(注1)において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認す ることができるときは、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。 (注1) 訂正又は削除を行うことができないクラウド等も含まれます。 (4) 検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定される とともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合 には、範囲指定及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能の確保(前頁帳簿の検索要件2 及び③に相当する要件)が不要となりました。 3 適正事務処理要件(注2)が廃止されました。 (注2) 相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等のことをいいます。 令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用 4 スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備され ました。 令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用 適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的 記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ 等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

### 電子帳簿法(改定:令和3年):スキャナ保存



#### 電子帳簿法(改定:令和3年):スキャナ保存

#### スキャナ保存の手続に関するQ&A



- Q: これまで税務署長の承認を受け、スキャナ保存を行ってきましたが、今回の承認制度廃止に伴い、何か手続は必要ですか? また、改正後の緩和された要件の下で保存を行っても問題ありませんか?
- A: 施行日(令和4年1月1日)以後についても引き続き承認は有効であり、承認の取りやめの届出書を提出する(又は税務当局から取消処分を受ける)までは、その後も改正前の要件を満たしてスキャナ保存を行う必要があります。したがって、施行日前に承認を受けていた方が、施行日以後緩和された要件の下で保存を行う場合には、承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となります。

なお、施行日前に承認を受けていた方が、引き続き改正前の要件で保存を行うか、新たに改正後の要件で保存を行うかは保存 義務者の選択となりますが、重加算税の 10%加重措置については、施行日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用 されます。

#### 電子帳簿法(改定:令和3年):電子取引

#### 電子取引(区分③)に関する改正事項 ~

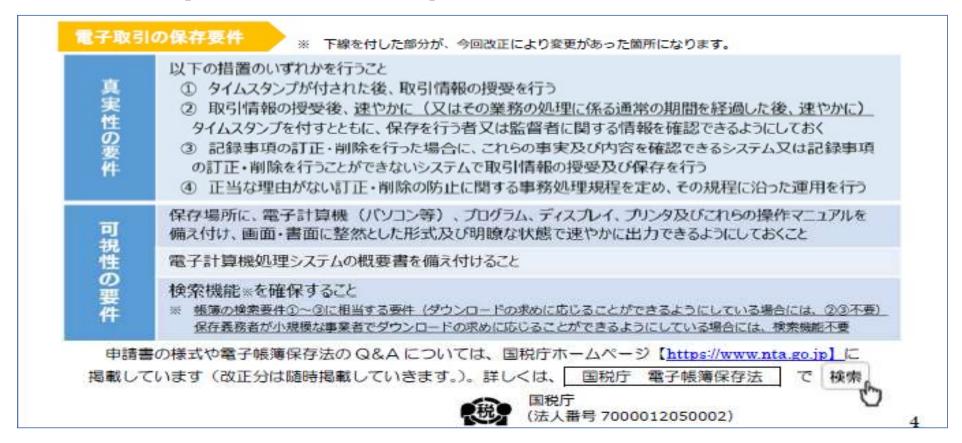
には、検索要件の全てが不要とされました。

- 1 タイムスタンプ要件及び検索要件について次のとおり要件が緩和されました。 タイムスタンプ要件に係るタイムスタンプの付与期間及び検索要件に係る検索項目について「スキャナ保存(区分②)に関する改正事項」の2(1)と(4)と同趣旨の改正が行われたほか、基準期間(注)の売上高が1,000万円以下である方(小規模な事業者)について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合
  - (注) 「基準期間」とは、個人事業者については電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人については電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいいます。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

- 2 適正な保存を担保する措置として、次の見直しが行われました。
- - ※ 消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能です。
- (2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

#### 電子帳簿法(改定:令和3年):電子取引





### 電子帳簿事務取扱規定(例)

#### 電子帳簿事務取扱規定(例)

(規定の目的)

- 第1条 この規定は会社の電子帳簿事務処理について準拠しなければならない基準を 定めたものである。
  - 2. この規定に定めのない事項については経理規定に従うものとする。

#### (国税関係帳簿書類の範囲)

- 第2条 電子帳簿保存法に基づき、コンピュータ会計システムを利用して備え付け及び 保存する国税関係帳簿の範囲は「仕訳帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」、 「売上帳」、「仕入帳」とする。
  - 2. 上記以外の帳簿及び法人税法の規定により保存すべき書類は、印刷して保存する。



### 電子帳簿事務取扱規定(例)

(ソフトウェア)

- 第3条 コンピュータ会計システムは、次のソフトウェアを利用して行う。 電子帳簿の備え付け: QAD EE会計システム
  - 2. ソフトウェアの管理責任者は<mark>経理部長とし、QADクラウド環境</mark>に設置して使用する。

#### (暗証番号による管理)

- 第4条 コンピュータ会計システムの操作を担当する従業員には、個別のユーザーID 及び暗証番号を付与する。暗証番号は他の者に漏洩してはならない。
  - 2. ユーザーID及び暗証番号の管理責任者は経理部長とする。
  - 3. 従業員がコンピュータ会計システムの操作に従事しなくなった場合は、経理 部長は速やかに、当該従業員に付与したユーザーID及び暗証番号を削除しな ければならない。
  - 4. 暗証番号は4桁以上で設定し、適時変更しなければならない。

### 電子帳簿事務取扱規定(例)

(仕訳データの入出力処理手順・日程・担当部署)

- 第5条 仕訳データの入力は、所定の手続きを経て承認された証憑書類に基づき入力 担当者が行う。
  - 2. 仕訳データ(決算整理仕訳データを除く)の入力は、以下の日程により行う ものとする。
    - (1)現金、預金、支払手形、受取手形、割引手形に関する仕訳データの入力は、 取引日から2営業日以内に行う。
    - (2) 売掛金の計上に関する仕訳データの入力は、請求書の発行日から2営業日以内 に行う。
    - (3) 商品・材料の仕入れ、外注加工費に関する仕訳データの入力は、検収日から 2営業日以内に行う。
    - (4) その他の勘定科目に関する仕訳データの入力は、取引の事実を証する書類を確認してから7日以内に行う。

### 電子帳簿事務取扱規定(例)

(仕訳データの入出力処理手順・日程・担当部署) -前頁続き

- 3. 入力担当者は、仕訳データを入力した日に「仕訳チェックリスト」を出力して、 入力内容を確認しなければならない。 確認の結果、入力ミスを発見した場合は、ただちにこれを訂正しなければならない。
- 4. 入力担当者は、適時「仕訳帳」を出力し、経理部長の承認を得なければならない。
- 5. <mark>経理部長</mark>の承認後、仕訳データに誤謬等を発見した時は、入力担当者は、<mark>経理部長</mark>の 承認を得てからでなければ、その訂正の処理を行ってはならない。
- 6. 前項の場合、経理部長は訂正の処理を承認した旨の記録を残さなければならない。

(仕訳データの入出力処理手順・日程・担当部署) -前頁続き

- 第6条 仕訳データの誤りを発見した場合は、これを訂正するためのコンピュータ処理を 行うものとする。
  - 訂正の履歴を電磁的記録として残さなければならない。
  - 2. 仕訳データの入力洩れを発見した場合は、直ちに仕訳データの追加処理を行うものとする。
    - この場合には、入力日付及び入力順序を確認する為の伝票番号を電磁的記録として残さなければならない。

### 電子帳簿事務取扱規定(例)

(電磁的記録の保存の手順及び責任者等)

- 第7条 決算の確定と同時に、終了事業年度の電子帳簿の保存に備えて、カートリッジテープ による「保存バックアップテープ」の作成を行う。
  - 2. 決算確定後7年間はハードディスク内のデータを電子帳簿の原本とし、その後 ハードディスク内のデータを削除する場合は、前項の「保存バックアップテープ」を 電子帳簿の原本とする。
  - 3. 「保存バックアップテープ」の保存場所及び責任者は以下の通りとする。
    - (1) 保存場所 : IBM Softlayer ○○データセンター
    - (2)保存責任者:経理部長
  - 4. ハードディスク内のデータは<mark>決算確定後7年間</mark>以上、「保存バックアップテープ」は **決算確定後10年間**保存する。
  - 5. 保存されている「保存バックアップテープ」は経理部長の許可を得ずして外部に 持ち出してはならない。

### 電子帳簿事務取扱規定(例)

(保存データを確認する場合の手続き等)

- 第8条 過去の事業年度分の「保存バックアップテープ」を用いて、電子帳簿又は仕訳データを検索、表示又は印刷する場合は、経理部長の許可を得て行なうものとする。
  - 2. <mark>経理部長は決算確定後7年間、いつにても速やかに電子帳簿又は仕訳データを検索、</mark> 表示又は印刷できるようにハードウェア及びソフトウェアを整備しなければならない。

(データのバックアップ)

- 第9条 コンピュータ会計システムの安全な運用のために、毎日データのバックアップを 行なわなければならない。
  - 2. バックアップは、<mark>カートリッジテープ</mark>に行なうものとする。
  - 3. バックアップ媒体の保管責任者は<mark>経理部長</mark>とする。

(附則)

主管部署 経理部 改廃手続 稟議決済 施行日 令和XX年4月1日

### QAD電子帳簿保存法の対応機能(例)

### QAD電子帳簿保存法の対応機能(例)

1. 電磁的記録の保存等の対象となる帳簿

「仕訳帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」、「売上帳」、「仕入帳」について備え付けが 可能です。

(\*注1)

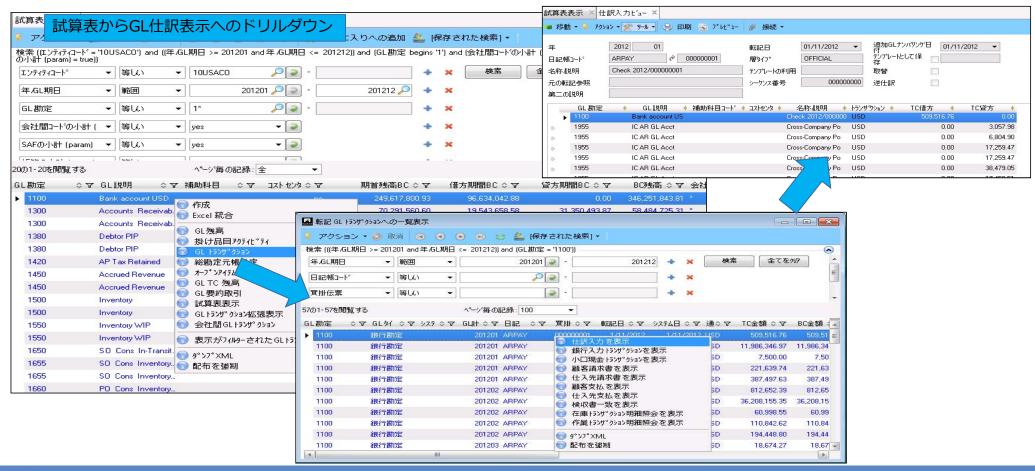
また、<mark>過去7年分の帳簿</mark>の保存については、事業年度単位にハードディスクで保存し、 この電子帳簿ファイルは税務上の保存期間であればいつでも確認可能です。

- 2. 電磁的記録の保存等要件に対応した機能
  - (1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置(第3条第1項第1号イ関係) 仕訳データは、すべて反対仕訳計上後、正しい仕訳入力を行う。 修正前仕訳と反対仕訳は、履歴として残ります。 「日常帳票」の<mark>仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳</mark>で修正前仕訳、 反対仕訳を確認する事ができます。
- \*注1:「取引先管理」のために、補助科目の設定が必要です。

### QAD電子帳簿保存法の対応機能(例)

- 2. 電磁的記録の保存等要件に対応した機能 前頁続き
  - (2) 追加入力した事実の確認に関する措置(第3条第1項第1号口関係)会計伝票の 入力及び修正について 仕訳データ入力時に毎回、会社コード、トランザクションコード、入力日、有効日、 勘定科目、補助科目、コストセンタ、通貨をキーとして自動的に記録します。
  - (3) 国税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置 (第3条第1項第2号関係) 国税関係帳簿間で会社コード、トランザクションコード、入力日、有効日、 勘定科目、補助科目、コストセンタ、通貨の表示・印刷が可能となっています。
  - (4)検索機能の確保に関する措置(第3条第1項第5号関係) 会社コード、トランザクションコード、入力日、有効日、勘定科目、補助科目、 コストセンタ、通貨をキーとして検索が可能となっています。

### 電子帳簿法(改定:令和3年):電子帳簿等保存





#### 電子帳簿法(改定:令和3年):スキャナ保存

▶電子化証憑書類として、証憑添付が可能です。

(請求書、納品書、領収書、稟議書等)

証憑が添付されていますので、出張中でも証憑を確認し決裁が可能になります。





### 電子帳簿保存法適用支援サービスご提案

国税関連帳簿の電磁的記録等による保存等の適用支援サービス(アドバイス)

### 電子帳簿保存法適用支援サービスご提案(Q-Scan)

#### 目的

#### 令和3年10月1日以降は、税務署長への電子帳簿保存法の申請廃止

令和3年10月1日以降は、所轄の税務署長への電子帳簿保存法の申請が廃止されました。 電子帳簿保存法の申請廃止に伴い、全ての企業が電子帳簿保存法の対象となりますので、 国税、所轄の税務署の監査の前に、電子帳簿保存法の事務取扱規定等の準備を行う必要が有り ます。

この電子帳簿保存法適用支援サービスは、電子帳簿保存法適用の有償支援サービスです。



### 電子帳簿保存法適用支援サービスご提案(Q-Scan)

Phase 2 Phase 3 Phase 1 Phase 4 準備 現状調査 適用書類作成 適用書類レビュ・ Phase 2 Phase 3 Phase 4 Phase 1  $2 \sim 3W$ 4~5W 6W 1W 適用書類作成 適用書類レビュー スコープ 現状調査 XXXX ・電子帳簿保存法適用範囲 · 電子帳簿事務取扱規定 · 電子帳簿事務取扱規定 ・電子帳簿保存法適用のための 様 の明確化 補足資料 会計監査時の運用操作マニュアル ・会計監査時の運用操作マニュアル スコープの確認 現状調查/確認 適用書類作成支援 適用書類レビュー ・電子帳簿保存法適用のための · 電子帳簿事務取扱規定 ・電子帳簿保存法適用範囲 · 電子帳簿事務取扱規定 ・会計監査時の運用マニュアル ・会計監査時の運用操作マニュアル の確認 補足資料の確認

Q

Α

### 電子帳簿保存法適用支援サービスご提案(Q-Scan)

- プロジェクトの目的・国税、所轄の税務署の監査の前に、電子帳簿保存法の事務取扱規定等の準備を行う。
- タスクと成果物 (作業分担や成果物に関しましては、両社合意のもと調整致します。)
- ・ 主要作業場所:お客様指定場所 or Web会議
- 参加メンバー
  - 貴社:キーユーザー、プロジェクト推進メンバー
  - 弊社: QADジャパンコンサルタント

	タスク	主な成果物	成果物担当	貴社	QAD
1.0	Phase 1:準備 ・電子帳簿保存法適用範囲の明確化	電子帳簿保存法適用範囲 ①電子帳簿保存法帳票 ②スキャナ保存 ③電子取引	貴社/弊社	主	副
2.0	Phase 2: 現状調査 ・電子帳簿保存法適用のための補足資料の確認	電子帳簿保存法適用のための補足資料 ①勘定科目コード一覧表 ②取引先コード一覧表 ③会計設定(自動仕訳)一覧表	貴社	主	副
3.0	Phase3:適用書類作成 ・適用書類作成のための支援 資料作成の支援のために、作成事例等を説明	電子帳簿保存法適用書類 ①電子帳簿取扱規定 ②会計監査時の運用操作マニュアル	貴社	主	副
4.0	Phase4:適用書類レビュー ・電子帳簿事務取扱規定 ・会計監査時の運用マニュアル	電子帳簿保存法適用書類 ①電子帳簿取扱規定 ②会計監査時の運用操作マニュアル	貴社	副	主



### 電子帳簿保存法適用支援サービスご提案(Q-Scan)

Phase1:準備

下記の適用帳票の範囲を明確にします

- 1. 電子帳簿保存法適用帳票範囲
  - ①仕訳帳
  - ②総勘定元帳
  - ③経費帳
  - 4) 売上帳
  - ⑤仕入帳
- 2. スキャナ保存
  - ①仕入先請求書
  - ②領収書
- 3. 電子取引
  - ①仕入先請求書



### 電子帳簿保存法適用支援サービスご提案(Q-Scan)

Phase2:現状調査

下記の電子帳簿保存法適用のための補足資料が整っているか確認

#### ①勘定科目コード一覧表

勘定科目一覧表	株式会社〇〇〇		
集計科目名	勘定科目CD	勘定科目名	
	5101	給与	
	5110	法定福利費	
	5111	福利厚生費	
一般管理費	5121	地代・家賃	
双台任具	5131	事務用品費	
	5141	通信交通費	
	5151	交際接待費	
	5152	会議費	

#### ②取引先コード一覧表

取引先一覧表	株式会社〇〇〇			
取引先分類	取引先CD	取引先名		
	1001	AA自動車		
売上先	1002	BB自動車		
	1003	CC自動車		
部品・資材	2001	AA仕入先		
開いています。 購入先	2002	BB仕入先		
無人元	2003	CC仕入先		
経費	3001	AA購入先		
性見 購入先	3002	BB購入先		
<b>購入</b> 元	3003	CC購入先		

#### ③会計設定(自動仕訳)一覧表

会計設定	株式会社〇〇〇					
取引分類	借方科目CD	借方科目名		借方科目CD	借方科目名	コメント(例外処理等)
購買入荷	1201	原材料	/	2002	PO入荷	*注)取引の中間勘定
買掛金計上	2002	PO入荷	/	2001	買掛金	*注)中間勘定から本勘定へ
	5910	仮払消費税				
経費計上	5131	事務用品費	,	2011	未払費用	
社員司上	5910	仮払消費税	/			



### 電子帳簿保存法適用支援サービスご提案(Q-Scan)EE

Phase2:現状調査

下記の電子帳簿保存法適用のためのどの照会画面で確認できるか?

照会画面一覧表	株式会社〇〇〇				
電子帳簿区分	処理No	帳簿名	メニューID	メニュー名	コメント
	1	仕訳帳	25.13.1.20	仕訳入力レポート	
	2	総勘定元帳	25.15.1.2	勘定別 GL トランザクション	
電子帳簿	3	経費帳	25.15.2.10	GLトランザクション拡張表示	
	4	売上帳	27.17.27	顧客勘定アクティビティレポート	
	5	仕入帳	28.17.24	仕入先勘定アクティビティレポート	
スキャナ保存	1	仕入先請求書		仕訳の添付ファイル(証憑サーバー)	
人士と人体は	2	領収書		仕訳の添付ファイル(証憑サーバー)	
電子取引	1	仕入先請求書		仕訳の添付ファイル(証憑サーバー)	
₽ 1 4X.71					
			25.15.2.10	GLトランザクション拡張表示	
会計監査	1	複数条件検索	27.1.1.3	顧客請求書 ビュー	
云可盖且			28.1.1.3	仕入先請求書 ビュー	
	2	電子証憑確認		仕訳の添付ファイル(証憑サーバー)	



### 電子帳簿保存法適用支援サービスご提案(Q-Scan)SE

Phase2:現状調査

下記の電子帳簿保存法適用のためのどの照会画面で確認できるか?

照会画面一覧表	株式会社〇〇〇					
電子帳簿区分	処理No	帳簿名	メニューID	メニュー名	コメント	
	1	仕訳帳	25.13.18	トランザクション勘定別照会	Standard	
	2	総勘定元帳	25.16.2	総勘定元帳明細	Localized	
電子帳簿	3	経費帳	25.16.2	総勘定元帳明細	Localized	
	4	売上帳	25.16.2	総勘定元帳明細	Localized	
	5	仕入帳	25.16.2	総勘定元帳明細	Localized	
スキャナ保存	1	仕入先請求書		Add-on(証憑サーバー)		
ヘイドノ休け	2	領収書		Add-on(証憑サーバー)		
電子取引	1	仕入先請求書		Add-on(証憑サーバー)		
年 1 47.71						
会計監査	1	複数条件検索	25.13.20	トランザクション(ドリルダウン付勘定別) 照会	Standard	
云川亜且	2	電子証憑確認		Add-on(証憑サーバー)		



### 電子帳簿保存法適用支援サービスご提案(Q-Scan)

#### Phase3:適用書類作成

下記の適用書類作成の支援を行います。



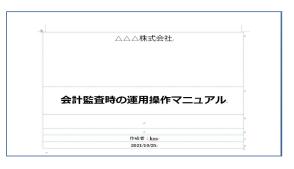




- ①電子帳簿事務取扱規定(例)
- ②会計監査時の運用操作マニュアル (例)







下記の適用書類の作成を行ってもらいます。

- ①電子帳簿事務取扱規定
- ②会計監査時の運用操作マニュアル



### 電子帳簿保存法適用支援サービスご提案(Q-Scan)EE

Phase 4: 適用書類レビュー

下記の適用書類のレビューを行います。





照会画面一覧表	were the control of t						
電子帳簿区分	処理 No	帳簿名	メニューID	メニュー名	コメント		
	1	仕訳帳	25.13.1.20	仕訳入力レポート			
	2	総勘定元帳	25.15.1.2	勘定別 GL トランザクション			
電子帳簿	3	経費帳	25.15.2.10	GLトランザクション拡張表示			
	4	売上帳	27.17.27	顧客勘定アクティビティレポート			
	5	仕入帳	28.17.24	仕入先勘定アクティビティレポート			
スキャナ保存	1	仕入先請求書		仕訳の添付ファイル(証憑サーバー)			
スイドノ体団	2	領収書		仕訳の添付ファイル(証憑サーバー)			
電子取引	1	仕入先請求書		仕訳の添付ファイル(証憑サーバー)			
电力权力							
			25.15.2.10	GLトランザクション拡張表示			
会計監査	1	複数条件検索	27.1.1.3	顧客請求書 ビュー			
五月血且			28.1.1.3	仕入先請求書 ビュー			
	2	電子証憑確認		仕訳の添付ファイル(証憑サーバー)			





### 電子帳簿保存法適用支援サービスご提案(Q-Scan)SE

Phase 4: 適用書類レビュー

下記の適用書類のレビューを行います。





照会画面一覧表	株式会	会社000			
電子帳簿区分	処理 No	帳簿名	メニューID	メニュー名	コメント
	1	仕訳帳	25.13.18	トランザクション勘定別照会	Standard
	2	総勘定元帳	25.16.2	総勘定元帳明細	Localized
電子帳簿	3	経費帳	25.16.2	総勘定元帳明細	Localized
	4	売上帳	25.16.2	総勘定元帳明細	Localized
	5	仕入帳	25.16.2	総勘定元帳明細	Localized
 スキャナ保存	1	仕入先請求書		Add-on(証憑サーバー)	
スイヤノ休任	2	領収書		Add-on(証憑サーバー)	
電子取引	1	仕入先請求書		Add-on(証憑サーバー)	
会計監査	1	複数条件検索	25.13.20	トランザクション(ドリルダウン付勘定別) 照会	Standard
云山盖且	2	電子証憑確認		Add-on(証憑サーバー)	





### 電子帳簿保存法適用支援サービスご提案(Q-Scan) 【費用】

	Q-Scan作業内容	プロジェクト費用			
	Q-3camparter	作業工数	金額		
1	電子帳簿保存法適用支援サービス費用	5人日	1,000,000		
	合 計		1,000,000		
	予 算 合 計 金 額	x 1.2 =	1,200,000		

上記の費用は、予算計上の為の概算見積りです。 この費用の中には、出張費、交通費、日当、宿泊代の実費精算となり、上記の概算費用に含まれていません。 プロジェクト期間は、標準作業であれば1~2か月。





www.qad.com
© QAD Inc

### 申請書記載(例) <u>国税関連帳簿の電磁的記録等による</u>保存等の承認申請書

次ページ以降の資料は、令和3年9月30日までの申請書の例のため、削除予定

#### 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請

#### 概要

#### 令和3年10月1日以降は、税務署長への電子帳簿保存法の申請廃止

国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、電磁的記録による備付け並びに電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム(以下「COM」といいます。)による保存を行う場合に、税務署長に対して行う申請手続です。

#### 【手続根拠】

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第1項、 第5条第1項、第6条第1項

#### 【手続対象者】

自己が作成する国税関係帳簿の全部又は一部について、電磁的記録による備付け並びに電磁的記録又はCOMによる保存を行おうとする保存義務者。

#### 【提出時期】

承認を受けようとする国税関係帳簿の備付けを開始する日の3月前の日まで。



#### 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請

#### [提出方法]

申請書を1部(承認を受けようとする帳簿が次に該当する場合は2部)作成し、 添付書類を添付の上、提出先に持参又は送付してください。

- 1. 国税局において課税標準の調査及び検査を行うこととされている法人の法人税及び消費税に係る帳簿
- 2. 国税局において課税標準の調査及び検査を行うこととされている製造場等の酒税、 たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、印紙税、 電源開発促進税及び国際観光旅客税に係る帳簿

#### [添付書類・部数]

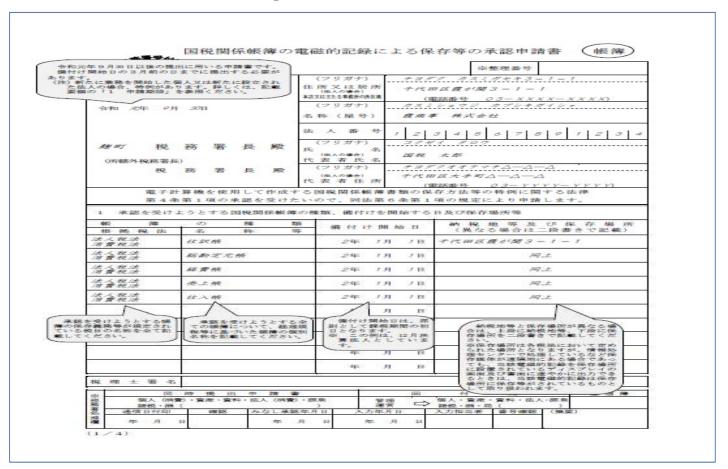
- 1. 承認を受けようとする国税関係帳簿の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類 1部
- 2. 承認を受けようとする国税関係帳簿の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類

(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し) 1部

3. 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類 1部

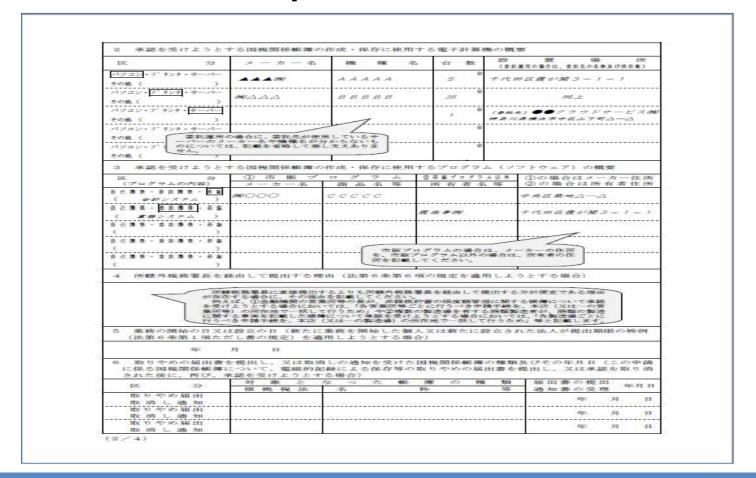


### 申請書記載(例)1/4



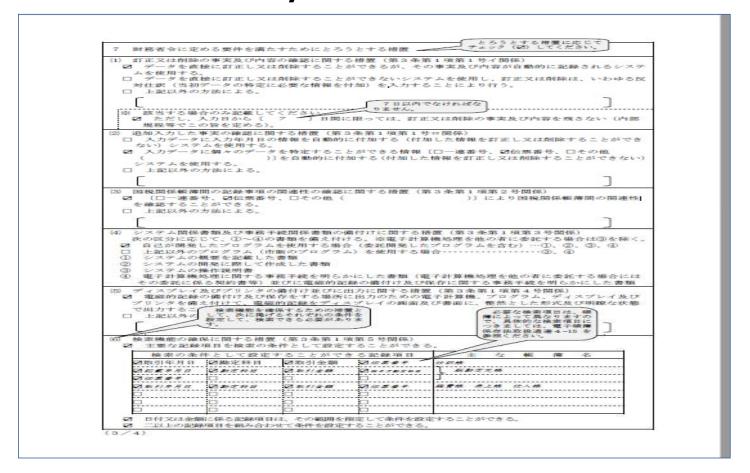


### 申請書記載(例)2/4



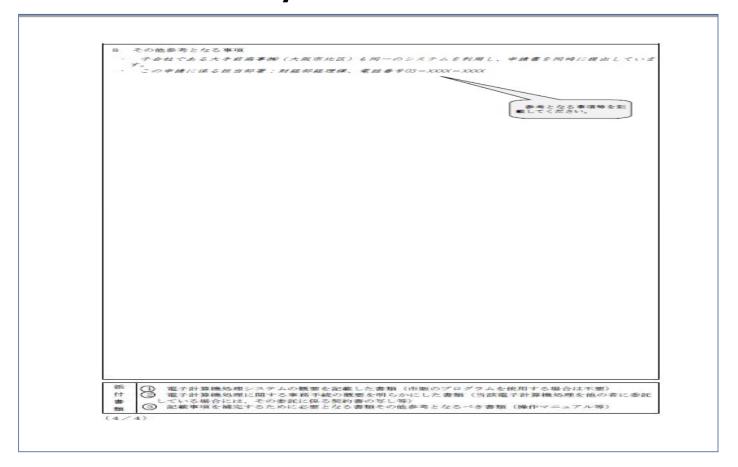


### 申請書記載(例)3/4





### 申請書記載(例)4/4







www.qad.com
© QAD Inc